

協議第 5 号

地域自治制度について

地域自治制度の次の事項について，別紙のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 5 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会  
会 長 福 田 富 一

- 1 地域行政機関の執行体制について
- 2 地域自治制度の法的位置付けについて

## 地域行政機関の執行体制について

### 1 地域行政機関の基本的な位置付け

- ・ 地方自治法に基づく「支所」として設置し，施設は，現在の各町役場を活用します。
- ・ 名称については，法的位置付けや住民の分かりやすさ，また，地域自治を推進する拠点施設としての役割などを考慮して定めます。

### 2 執行体制構築に当たっての基本的な考え方

#### ア 地域自治制度が推進できる体制

地域が主体となった個性と活気あふれる地域づくりを効果的に実施できるような体制を整備します。

#### イ 住民が利用しやすく分かりやすい体制

- ・ 合併時に大幅な組織改編を行うことで住民の利便性が低下しないよう留意するとともに，ワンストップサービスの推進など，住民主体の体制づくりに努めます。
- ・ 住民の分かりやすさに配慮し，組織体制及び名称については，各地域行政機関に統一性を持たせます。

#### ウ 簡素で効率的な体制

合併による効果を十分に引き出せるよう，住民の利便性を確保しつつも，執行体制の効率化を図ります。

### 3 地域行政機関の行う業務

#### ア 地域づくりに係る立案や調整業務

- ・ 地域自治協議会（仮称，以下同じ）と協力し，地域の個性を尊重し，地域自らが地域づくりを行えるよう，地域行政機関に地域づくりに関する立案，調整を行います。
- ・ また，地域自治協議会が十分にその能力や機能を発揮できるよう，地域自治協議会の事務局は，地域行政機関で行います。

#### イ サービス提供業務

身近な行政機関としての役割にふさわしい、きめ細かな行政サービスを提供していきます。

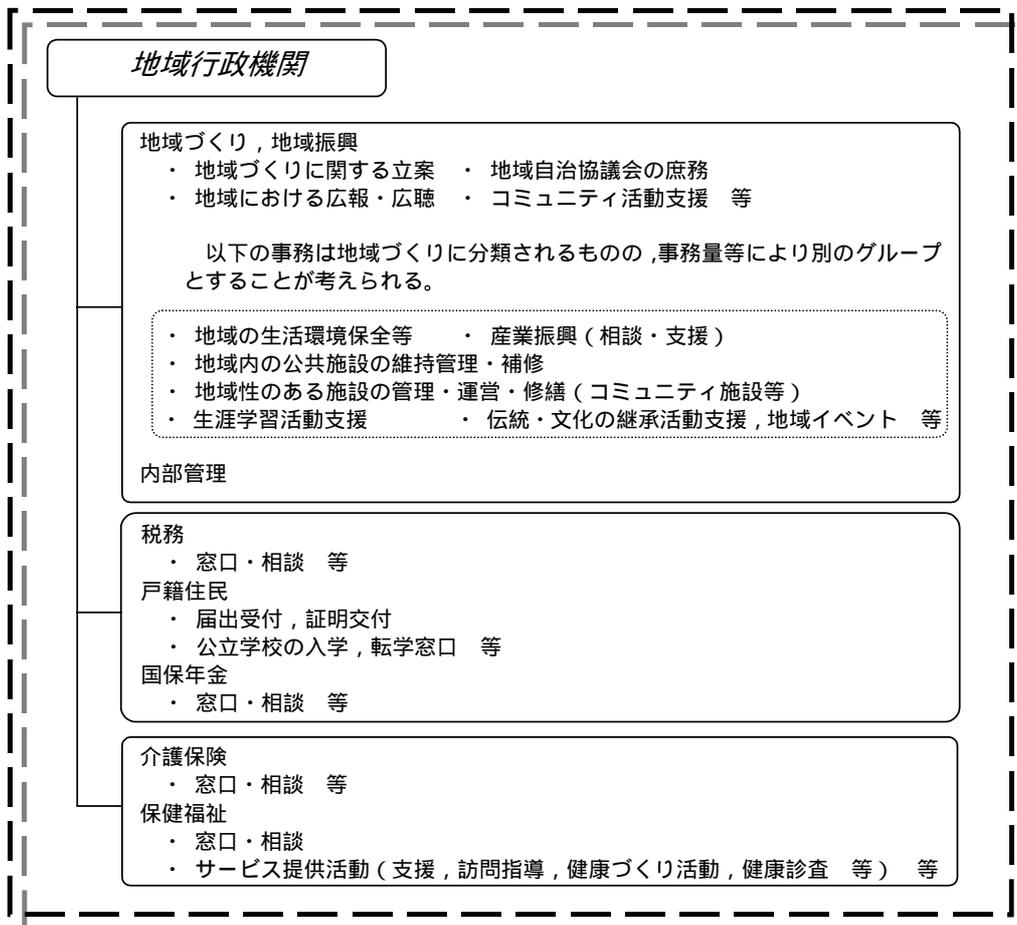
#### ウ 地域行政機関の管理業務

地域自らが行政運営を担っていくために、内部運営管理、施設管理などを行います。

#### 4 地域行政機関の内部体制

- ・ 地域行政機関の長は、本庁の部長に準ずる職とするとともに、内部組織として課を置きます。
- ・ 具体的な内部組織については、基本的には統一的なものとしたうえで、地域行政機関ごとに適切な体制及び規模としていきます。

#### [ 地域行政機関の執行体制イメージ ]



## 5 特別職の配置について

### (1) 配置に当たっての基本的考え方

- ・ 合併は、地域社会に大きな影響を及ぼすものであるため、その移行期には、地域を総合的に調整し、主体的な地域づくりを推進する重要な役割を担う職が必要であることから、一定期間、経過措置として特別職を配置します。
- ・ 地域を担当する特別職は、地域の意見を総合調整し、主体的な地域づくりを推進していくために、十分な機能が発揮できるよう、地方自治法に基づく「助役」とし、合併旧町の区域を単位に設置します。

### (2) 制度化の概要

#### ア 役割

地域住民，地域団体，民間団体など，地域社会の構成団体間の総合調整を行うこと

地域行政機関と地域自治協議会との調整を行うこと

地域行政機関の事務事業について，その指揮監督を行うこと

全市統轄機関が実施する当該地域に係る重要施策等について意見を述べること

その他地域行政機関の運営上重要な事項に関する決定を行うこと

#### イ 権限

決裁権限の考え方については，全市統轄機関と地域行政機関との役割分担を考慮し，地域行政機関の所掌する事務事業などと合わせ，今後整理していきます。

#### ウ 選任方法

地域を担当する特別職は，地域との信頼関係に基づく密接な連携が求められるため，市長の選任権や議会の同意権を侵さない範囲内において，地域の主体性を尊重するため，地域自治協議会との協議，またはその推薦を尊重し，市長が選任します。

## エ 名称

地域を担当する特別職は、地域における総合的なマネジメントを行うために配置するため、名称は、法的位置付けと地域を所管するという役割を表す名称を定めていきます。

## オ 設置期間

- ・ 宇都宮地域の合併は日常生活圏等を同一にする地域の合併であり、地理的・歴史的要因など、特別の事情を考慮する必要が強くないことを踏まえると、地域社会の激変に対応する期間としては、長期間を要しないと考えられます。
- ・ このことから、地域を担当する特別職の設置期間は、4年（1期）とします。なお、その後のあり方については、新市の地域自治制度の状況を見据えた上で見直します。

## カ 報酬と処遇

報酬や処遇については、合併の効率性を阻害するもの、などとの批判を受け、本来の役割の遂行に支障を来たすことがないように、その職務に応じた適切なものとしていきます。

## 地域自治制度の法的位置付けについて

### 1 これまでの合併協議における承認事項等

- ・ 地方制度調査会（国の諮問機関）の答申において提示された「行政区的なタイプ」（法人格なし）、「特別地方公共団体とするタイプ」（法人格あり）の2つのうち、「行政区的なタイプ」を基本形として、宇都宮地域独自案を構築する。
- ・ 上記を念頭に、現行法の枠内で宇都宮地域においてふさわしい地域自治制度を構築するに当たり、改正法における新たな制度を、宇都宮地域における地域自治制度に取り入れることが必要である際には、その活用を図る。（宇都宮地域合併協議会[任意]（平成15年11月4日）へ報告）

### 2 新たな制度の概要

今国会（第159国会）において成立（平成16年5月19日）……別紙参照

### 3 新たな制度の活用について

「地域自治区」などの新たな制度は、次の理由により活用しないこととします。

- ・ 新たな制度は、全国を対象とした平均的な水準で定められていることから、国の制度によることなく、自治体の自己決定・自己責任に基づき、より地域の実情に即した制度とすることが、地方分権や住民自治の理念に照らしても望ましいことです。
- ・ 採用しうる新たな制度は、恒久性を持つものではなく、将来的に制度を発展させることについてもその可能性が限定されます。

(1) 恒久性

- ・ 「特例地域自治区」「合併特例区」では、合併協議で設置期間を定めることになるため、永続的ではありません。（「合併特例区」は5年以内）
- ・ 宇都宮地域案では、合併時から、条例により永続的なものとする事ができるため、新たな制度の導入の必要はないと考えます。

(2) 区制（住居表示）

- ・ 「地域自治区」では、新市全域に地域自治区を設置することが必要ですが、宇都宮市の区域では、昭和の合併から約半世紀を経過し、地域の一体性が生まれているため、合併前の旧市町村単位に区制を敷くことは好ましくないと考えます。
- ・ また、「特例地域自治区」「合併特例区」では、一定期間、区制を敷き、その名称を住居表示に冠することになりますが、次の点から、その必要はないと考えます。

新市の一体性を阻害

区制を敷かない現在の宇都宮市の区域との隔たりが明確となり、新市の一体性の観点から問題があります。

新市の都市構想の障害

新市の都市構想として、中長期的には政令指定都市への移行を視野に入れているため、移行時においては、宇都宮市の区域も含め、行政区域の再編成を検討する必要があります。このため、現時点で区制を敷くことは、その障害となることが考えられます。

区制を敷かないことでの混乱なし

1市3町で、重複する町名は1つのみであり、3町においては、町名数も多数ではないことから、区の名称が住居表示に盛り込まれないことでの混乱は生じないものと考えられます。

### (3) 地域を担当する特別職

- ・ 「特例地域自治区」「合併特例区」では、期間を定め、事務所の長に代えて区長（特別職）を置くことができます。
- ・ 宇都宮地域案では、地域社会の激変に対応する目的から、特別職を助役職として、より強い位置付けで設置するため、新たな制度の導入の必要はないと考えます。

### (4) 住民代表組織

- ・ 「地域自治区」「特例地域自治区」では、地域協議会の構成員は、当該区域に住所を有するものに限定されています。
- ・ また、「合併特例区」では、区域内に住所を有する者で議員の被選挙権を有する者となっており、組織の基本的な考え方が異なります。
- ・ 宇都宮地域案では、より地域の実情に即した多様な意見を反映することができることから、区域内に住所を有する者のほか、区域内の事業所等に勤務する者、団体推薦、企業、NPO等、学識経験者、公募住民を構成員としているため、新たな制度の導入の必要はないと考えます。

## 新たな制度の概要

### 1 「行政区的なタイプ」について

#### (1) 概要

- ・ 住民自治の強化等を推進する観点から，市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」(法人格なし)を設置できます。
- ・ 本制度には，すべての市町村に認められる制度と合併市町村に対する特例としての制度の2種類があります。

#### ア 一般制度としての「地域自治区」

合併の有無に関わらず市町村の判断で設置できます。

#### イ 合併市町村への特例による「特例地域自治区」

合併市町村に限り，一般制度では認められない特例が認められます。

#### (2) 地域協議会(「行政区的なタイプ」の共通事項)

- ・ 構成員は，区域の住民のうちから市町村長が選任します。
- ・ 役割は， 地域自治区の区域に係る重要事項は，あらかじめ地域協議会の意見を聴いて行われる， その他，市町村の事務で地域自治区の区域に係るもの等について，市町村長その他の機関に意見を述べるができる，となっています。

#### (3) 「特例地域自治区」について(合併市町村のみ)

合併に際し，旧市町村単位で地域自治区を設ける場合には，区長を置くことができるとともに，住所の表示には区の名を冠することになります。

(例：宇都宮市 区)

## 2 「特別地方公共団体とするタイプ」について

### (1) 概要

合併後の一定期間（5年以下）、旧市町村を単位として、特別地方公共団体である合併特例区（法人格あり）を設置できます。

### (2) 制度の構成

#### ア 合併特例区協議会

- ・ 構成員は、合併特例区の区域内に住所を有し、議会議員の被選挙権を持つものから、規約で定める方法により市町村長が選任します。
- ・ 役割は、合併特例区が処理する事務等に関し、諮問された事項等について審議し、意見を述べる、合併特例区の区域に係る施設に関する重要事項についての決定・変更に際し、意見を述べる、となっています。

#### イ 区長

市町村長の被選挙権を持つものから、市町村長が選任します。

#### ウ 事務権限

合併関係市町村で処理されていた事務で、合併後の一定期間、引き続き行うことが効果的及び地域住民の利便性の向上等のために特に必要な事務のうち、規約で定めるものを処理します。

宇都宮地域における「地域自治制度」との比較

項目	宇都宮地域案	地域自治区 (一般制度)	特例地域自治区 (合併市町村)	合併特例区 (特別地方公共団体)
設置区域 (区制)	旧町の区域ごとに設置	新市の市域の全部に区制を敷き設置することが必要	合併に際し、旧市町を単位に区制を敷き設置	
区の名称 (住居表示)	区の名称を冠しない		区の名称を冠する	
設置期間	永続的		合併協議で定める期間	5年以下で合併協議で定める期間
法人格	なし			あり
設置手続き	条例で規定		合併協議関係市町で議決	合併協議で規約を定め、県の認可が必要
執行体制	特別職	助役(地域担当) (設置期間: 4年)	規定なし	期間を定め事務所の長に代えて区長(特別職)を置くことができる
	事務所の長	事務吏員 (部長に準ずる)	事務吏員	特に規定はない
分掌事務	市長の権限に属する事務を分掌する			合併特例区の権能とされた事務を処理する
職員	市長が任命する			市長の同意を得て、合併特例区の長が任命する
予算	地域づくりのための予算を配分する	規定なし		合併特例区の運営に必要と認める予算上の措置を講ずる
住民代表組織	名称	地域自治協議会	地域協議会	合併特例区協議会
	構成員	区域内に住所を有する者のほか区域内の事務所に勤務する者、学経、NPO、公募から市長が選任	区域内に住所を有する者から市長が選任	区域内に住所を有する者であって議員の被選挙権を有する者のうちから規約に定める方法で市長が選任
	任期	3年(再任可)	4年以内	2年以内
報酬	条例で定める(日額報酬)		支給しないこともできる	

## 地域自治制度の構築について（全体構成）

都市内分権の推進（団体自治）

合併に係る不安要因の解消

住民自治の拡充

### （全体像）

地域自治制度の構築について...平 15.11.4 合併協議会（任意）へ報告

- 第1 地域自治制度構築の基本姿勢
  - 1 構築の趣旨
  - 2 目的
  - 3 新市のイメージ
- 第2 宇都宮地域における地域自治制度の概要
  - 1 構築に当たっての考え方
  - 2 方向性
  - 3 地域行政機関の執行体制
  - 4 地域行政機関の事務事業
  - 5 地域づくりのための予算
  - 6 住民代表組織の全体像
  - 7 住民代表組織と住民組織との関係

地域自治制度の法的位置付けについて

- ・ 改正法による新たな制度の活用の必要性

### （個別事項）

住民代表組織の設置について...平 16.3.1 合併協議会（法定）へ報告

- ・ 目的 / 名称 / 設置 / 所掌事項 / 組織 / 任期 / 会務・会議運営 / 今後の取組

地域行政機関の執行体制

執行体制の基本的な考え方

地域を担当する特別職

- ・ 法的位置付け / 役割・権限 / 選任方法 / 名称 / 設置期間 / 報酬・処遇 / その他

地域行政機関の主な所掌事務について（第5回合併協議会提出予定）

地域づくりのための予算について（第6回合併協議会提出予定）